

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第32号 只見町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） おはようございます。

議案第32号 只見町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

只見町河川流水占用料等徴収条例の一部を次のように改正するというので、第2条第1項から第3項までの規定中、108を110に改めるものでございます。

昨日、一括配付をさせていただきました資料の49ページをご覧いただきたいというふうに思います。新旧対象表でございます。河川流水占用料等につきましては、第2条で1項においては流水占用料についての規定が、また2項では土地の占用、3項では土砂、土石採取料等について規程をしております。それぞれの規定の額に、これまでの100分の108から、消費増税改正に伴いまして100分の110に改めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） この条例での徴収の利用実績というのは、大体、どういう中身で、どういうものがあるか。主なものをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 実際の、この占用料の実績というか、等のご質問でございますが、町が管理する河川の中で、本条例によって占用料を徴収している事例は1件ございま

す。これにつきましては小林地内のニック沢から、東北電力が発電用の取水として河川流水の占用料、年間、今年度でいきますと5万5,256円。この1件が該当するものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第32号 只見町河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第33号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第33号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第33号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、通称、辺地法に基づきまして、辺地計画を策定・変更する際に、議会の議決をちょうだいしたいというようなものでございます。

今回につきましては塩沢辺地、令和2年から令和6年の策定及び坂田・布沢辺地、平成28年から令和2年までの変更をお願いするものでございまして、既に県と協議をいたしまして、2月12日付、異議ない旨の回答をいただいております。

1ページをお開きをいただきますと、右上のほうに塩沢辺地ということで、辺地の人口88人、面積38.4平方キロメートルということで記載がございます。さらに辺地の概要として、該当する場所としては大字塩沢、寄岩、十島となっております。中心の位置としては記載のとおりでございます。辺地度数としては157点。100点以上が辺地に該当ということになります。

もう1ページ開いていただきますと、整備を必要とする事情ということで、こちら記載のとおりでございます。

次のページに整備計画としまして、令和2年から令和6年度までの5年間、合併処理浄化槽を3基設置をしたいというような内容になってございます。

続きまして、次のページ、こちら右上に記載のとおり坂田・布沢辺地ということで、こちらの変更でございます。

ページをさらにお開きをいただきますと、必要とする事情で、アンダーラインの部分が一部追加をしたもの。

さらに次のページに整備計画ということで、アンダーラインで町道布沢太田2号線の改良事業及び林道太田森戸沢線（田沢橋）の補修事業を辺地計画に追加をして今後実施をしていきたいというような内容になります。

次のページが新旧対照表というようなことになってございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、酒井右一君。

○1番（酒井右一君） 忘れてしまったので確認しますが、只見町全土が辺地とへき地になったという記憶でしたが、間違いないでしょうかということと、辺地・へき地、それぞれ違いますが、それは両方、制度的に使えるでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 酒井議員のご質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、会津バスが廃止になって以降ですね、全域辺地該当ということになってございましたが、本年度から、定時定路線ワゴンの運行によりまして対象とならない地域が出てまいりました。場所でいいますと、小林辺地と、今回、小林辺地が切れまして、昨年の4月から檜戸辺地が対象外となっております。具体的には、小林、大倉、梁取地内が外れました。さらには檜戸、黒沢、小川地区が辺地から対象外となりました。

○1番（酒井右一君） 1回目の質問の反問ですのでお答えしますが、全域が辺地だった時代がありまして、辺地から外れる箇所が出てきて、それはそれと、外れる箇所はいいんですが、全域辺地だったところは、辺地と過疎、両方、あれ、俺、過疎って言わねえな、言い直しますが、辺地と過疎債、両方合わせて該当するかという質問です。ですから、今、私初めてわかった部分としては、辺地から外れた部分については、これは両方というわけにはいかないと思いますが、そうでない部分は過疎と辺地と両方記載できるということでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 箇所としては両方該当はいたしますが、一事業としては両方いっぺんに使えるということはありません。どちらかでの選択といたしますか、実施ということになります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありません。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第33号 只見町辺地総合整備計画の策定・変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第3、議案第34号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

○地域創生課長（星 一君） 議案第34号 只見町過疎地域自立促進計画の変更についてをご説明申し上げます。

こちら通称、過疎法の規定に基づきまして議会の議決をちょうだいしたいというようなものでございます。こちら過疎地域自立促進計画ということで平成28年から令和2年までの計画ということで、2月20日付で県にも協議をしております、異議ない旨の回答をいただいております。

1ページをお開きいただきたいと思います。今回追加をしたい事業ということで、6事業を記載させていただいております。変更理由として。町道長浜幹線の消雪施設改良事業。さらには除雪機械更新事業。こちら台数は4台、2台となっておりますが、追加をしての台数というようなこととございます。続いて、消防広報車更新事業。さらには保育所施設維持補修事業、給食センター施設整備事業、県指定重要文化財保存事業というような6事業でございます。変更理由としてはこちらに記載のとおりということになってございます。

1ページをお開きをいただきますと、それぞれ過疎地域自立促進市町村計画の変更の内容ということで、左側に変更前、右側に変更後ということで記載になってございまして、アンダーラインが引かれている箇所につきまして今回、変更をお願いするというようなものでございます。内容としましては1ページ目の変更理由書の事業を追加をしたいというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） 保育所の設備、ボイラーの改修ということですが、これは3保育所の

ボイラーでしょうか。どの保育所でしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 保育所のボイラーについては朝日保育所でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第34号 只見町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決するにご
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第35号 町道路線の認定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 説明の前に資料の配付を許可願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○農林建設課長（渡部公三君） それでは、議案第35号 町道路線の認定についてご説明申
し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づき、町道を次のとおり認定するものでございます。路線名は館ノ川6号線。起点が大字檜戸字館ノ川の1578番の先、終点が同じく館ノ川の1591番地の4の先となっております。延長50メートル、幅員が4.6メートルの町道でございます。

今ほどお配りしました認定路線の図があります。これはあの、館ノ川地内の常盤橋に近い部分で、本路線につきましては平成30年度に改良の工事を実施をいたしまして、今年度、測量等しまして道路台帳に整備が完了するというようなことでございますので、今般、町道認定を受けるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第35号 町道路線の認定については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第36号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） それでは議案第36号 財産の貸付についてご説明させていただきます。

次のとおり建物を無償で貸し付けるということで、建物の所在につきましては、大字田子倉字後山604番地18の田子倉レイクビューの建物になります。貸付の目的としましては、合同会社ねっかの観光事業営業施設ということで、貸付期間につきましては令和2年4月1日から令和5年3月31日まで3年としてございます。貸付の相手方としましては、只見町大字梁取字沖998番地、合同会社ねっか、代表社員、脇坂斉弘氏でございます。

この田子倉レイクビューにつきましては、昨年、令和元年4月から一年間の貸付契約をさせていただいて運営いただきました。今回、貸付満了となりますので、3年間ということで継続的な運営をしていただくということで3年間の期間を設けて貸付を行うものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第36号 財産の貸付については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第37号 財産の貸付についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 議案第37号 財産の貸付についてご説明申し上げます。

次のとおり船舶を無償で貸し付けるものでございます。船舶の名称等につきましては、田子倉にございます遊覧船・ブルーレイク、モーターボート・はやぶさ、各1隻となっております。貸付の目的でございますが、株式会社会津ただみ振興公社の遊覧船事業ということで、貸付期間、令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。これも3年間ということでございます。貸付の相手方としましては、只見町大字只見字田ノ口24番地、株式会社会津ただみ振興公社、代表取締役、渡部理一氏でございます。

本議案につきましては、遊覧船・はやぶさ等につきましては、昨年の12月会議の折に、合同会社ねっかへ無償貸付の議決をいただき、1月1日付で貸付契約を締結しております。春からの運航に向けまして、合同会社ねっかによる船舶運航に係る許認可等の手続きを進めておりましたが、今般、運航に必要な統括安全管理者、この選任におきまして、安全管理者となる要件を満たせないということが判明したところでございます。統括安全管理者の要件としましては、船長または乗務員または船舶の運航管理に関する業務。これを3年以上、通算して業務経験がある者。あとそれに加えて、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者というものが必要になってございます。これまでねっかにおきましては、外部からその統括管理者になり得る方を招聘しまして、ねっかの従業員として運航にあたっていく予定で進めておりましたけれども、その重要な決定に参画する管理的地位にある者という者が株式会社や有限会社であれば取締役、それ以外の形態にある場合はそれ相当の会議等に出席をして発言権を有する者ということとされておりまして、合同会社であるねっかにおきましては出資社員がこれに当てはまるということになってございます。現時点で要件を満たすということができない状況となってしまいました。このため令和2年度以降の遊覧船の運航につきましては、改めて会津ただみ振興公社に3年間の貸付をお願いし、その間にねっかの出資社員に業務経験を積んでいただくということで、今般、議案を提出させていただくものでございます。今回、担当課のほうで認識不足等もありまして、こういった改めての議決をいただくということになってしまい、誠に反省しているところであります。十分、今後、

十分注意をして事務執行にあたってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

4番、目黒道人君。

○4番（目黒道人君） この遊覧船の件は、委員会などでもよく議論させていただきました。そんな中で、近年、この遊覧船を取り巻く状況というのは非常にこう、不連続きというのが続いております。不運だったり、まあ免許の更新に、手続き、不手際があったり、いろいろ、これまでありまして、何年もこのシーズン中、限られたシーズンなんですけど、そのシーズン中、満期で営業できた、運航できたということがまあ、ほぼない、というのが何年も続きます。で、昨年も台風でやはり営業できなかつたり、栈橋が持ち上がっちゃつたりとか、いろいろありました。で、今年、もう既に水位が低いということは想定済みです。そのうえで、この運航される振興公社なり、ねっかさんと、今年の運航計画について、ご相談されているか。そういった計画について伺いたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 来年度に向けて、ねっかと、会津ただみ振興公社と交えて協議をさせていただく中で、こういったことも判明したということでございますが、議決をいただきました折には、ねっか及び振興公社、あと電発、電源開発さんも含めた運航計画であったり、どういったスケジュールで考えていくのかというような協議はさせていただきたいということで、これは毎年やっていることでありますけども、改めて電源開発さんも含めて協議をさせていただくということで考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませつか。

8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） 今、統括安全管理者のことで、要は、こうした契約をしたいというお話だったんですが、ただあの、施設はねっかが、あの辺の施設はねっかが借り受けると。ボートだけ、こういう形というのは、これは大変やりにくいなと思ひんですが、ただですね、担当課としては、このねっかの中で、こうした統括管理者をつくって、でまあ、許可を取るといったような流れになるのかなと思ひますが、どのくらい時間があれば、そうしたことが可能なのか。目標としてはいつ頃までにやるのか。案があつたら教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 期間的な部分でございます。ねっかの代表社員のほうが遊覧船の免許も持っておりまして、昨年も数度、業務経験という形で乗船をしているということがございますので、そういったものも経験の中に含まれると思いますので、この3年間でそういったものを積んでいただいて、なるべく早く資格を取得していただくということで進めたいと考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第37号 財産の貸付については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第38号の上程、説明、質疑、修正動議、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第38号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

総務課長以下は、担当課長が順次、議案の説明をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第38号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第9号）についてご説明を申し上げます。

令和元年度只見町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。であります。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,172万8,000円を減額しまして、歳入歳出予算、総額をそれぞれ56億8,680万8,000円としたい内容でございます。

第1表が歳入歳出予算補正。そして、第2条としまして、第2表 繰越明許費の既定がございます。そして今回、第3条としまして、第3表 債務負担行為補正。そして、第4条、第4表の地方債補正ということになってございます。

一枚おめくりをいただきますと、第1表の歳入歳出予算補正となります。1ページ目は歳入の表となっております。今回、年度末を迎えるにあたりまして、町税あるいは国県からの支出金等々、あるいは使用料等々の年度末までの見込みによる精算。そして、さらには国の景気浮揚策によります新たな補助等を見込んでございます。詳細は事項別明細でご説明を申し上げます。

3ページから歳出になります。これも歳入と同様でありまして、年度末を迎えるにあたりましての精算、不用額等々の減額が主な内容となっております。併せまして、歳入でも申し上げました、国の景気浮揚策等によります繰越を前提をした事業費の予算化も何点かございますので、これにつきましても事項別明細においてご説明を申し上げます。

一枚おめくりをいただきまして、5ページが第2表 繰越明許費の表となっております。今回、16件の繰越明許費、お願いをしております。この中には今ほど申し上げました国の景気浮揚策によります繰越を前提とした事業。あるいは台風19号等の影響によりまして工事の進捗等が遅れました事業を含んでございます。国の景気浮揚策、主なものを申し上げますと、中段よりちょっと下、教育費の小中学校費のところであります。公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業。こういったものが国の景気浮揚策となっております。

一枚おめくりをいただきますと、6ページ、第3表 債務負担行為の補正の表になります。今回、広報ただみ印刷製本契約の締結ということで期間を令和2年度とした限度額222万8,000円の債務負担行為をお願いをしております。これにつきましては、広報ただみ4月号、4月の下旬の発行を想定しておりますが、その発行のために着手したいということ

で、今般、債務負担行為の補正をお願いするというものであります。

7ページが第4表 地方債補正の表となっております。今回、変更としまして緊急防災・減災事業、辺地対策事業、過疎対策事業、変更をお願いをしております。これにつきましては事業等々の進捗によりまして事業決算見込みの補正ということになってございます。追加であります、学校教育施設等整備事業。先ほど申し上げました事業に関しましての、国の景気浮揚策に関しましての起債、新たなものの追加をお願いいたします。

一枚おめくりをいただきますと、今度は歳入歳出補正予算の事項別明細。歳入の総括表となります。今回、冒頭申し上げましたように、町税から国県の支出金、そして町債まで、年度末を迎えるにあたっての精算的な補正。あるいは繰り返しになります、景気浮揚によります増額の補正が含まれてございます。

歳出についても、議会費から予備費まで、概ね、同様の内容であります。事項別明細書の10ページから、歳入からでちょっと詳しく申し上げます。

10ページ、歳入の詳細の表となります。

まず町税であります。これにつきましては年度末を迎えるにあたりましての現時点での年度末見込みということになってございます。固定資産税、その下の地方消費税交付金、自動車取得税交付金等々についても同様であります。11ページに入りまして分担金、負担金。これにつきましても年度末を迎えるにあたっての現時点での精算見込み。11ページは概ね、そういった状況となっております。続きまして、12ページ、国庫補助金であります。これにつきましても概ね、年度末を迎えるにあたってのもの。上のほうから三つ目に教育費、国庫補助金がございます。ここに、小学校費、中学校費ともですけれども、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金。国の補正の予算を見込んでございます。その下からが県支出金になります。これにつきましても年度末を迎えるにあたってのもの。そして、13ページの一番上から三つ目、担い手確保・経営強化支援事業補助金。これは繰越を想定した事業ということになってございます。歳出で内容、ご説明を差し上げます。県委託金も同様であります。財産収入も同様で、年度末を見据えてのもの。財産収入につきましても同様であります。梁取地内の分収林の売払いによる歳入見込んでございます。あとは寄附金ございましたもの、若干、補正の時期遅くなって申し訳ありませんでしたが、50万の一般寄附あったものでございます。14ページ中段から繰入金。今回の補正予算編成をさせていただくにあたりまして、基金繰入金、想定しておりますもの、今回精算をして、総額で1億9、

000万余りの減額を想定しております。15ページ、雑入であります。これにつきましても精算的なもの。あるいは台風19号等によります災害の見舞金。そして一番下、総合賠償補償保険金ということですが、294万円。これにつきましては昨年6月でありましたと思います。原告との和解が成立した裁判に関する費用、総合賠償補償の保険からの歳入が、弁護士費用であります。歳入があったということで今般、予算化をさせていただいております。15ページ中段から町債になります。これにつきましては今回の予算編成するにあたりまして、諸事業、決算見込みによります町債の変更であります。16ページ、同様であります。新規のものは国の補正予算対応の分でございます。

17ページからが歳出となります。

款の1、議会費であります。議員報酬から負担金まで、年度末を想定しまして減額をさせていただきます。議員の方、1名分、今回、減額補正ということですが、欠員分であります。

17ページ中段から総務費になります。総務管理費の一般管理費であります。これにつきましてはこのページ、概ね、全て、60周年記念事業等々終了しまして、年度末を迎えるにあたっての減額精算。18ページも同様であります。年度末を迎えるにあたりましての減額精算。あとその中に弁護士委託料、今回116万3,000円減額をさせていただきました。これあの、損害賠償請求訴訟に関しての委託分。弁護士等終了しましたので、お支払いも完了したということで不用額の減額をお願いしてございます。庁舎改修工事につきましても、今般、暫定移転関係は終了したと。以後は経常の維持修繕等々ということで進めてまいりたいと思います。一般管理費までは以上でございます。

○地域創生課長（星 一君） 文書広報費でございます。報償費、旅費、委託料。年度末を迎えての確定による減でございます。CM大賞につきましては只見高校パソコン部が今年度はCM作成を行いました。

○総務課長（新國元久君） 18ページ下段になります。財政管理費の減額につきましては不用額の減額。

そして、財産管理費につきましても火災保険料、登記の委託料等々、年度末を見据えての不用額を思われるもの、減額をお願いをしております。

○地域創生課長（星 一君） 企画費でございます。報償費、講師等謝礼18万8,000円の増額ということでございますが、こちらあの、来年度、令和2年度から、地域おこし企業

人交流プログラムということで、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れまして、そのノウハウや知見を活かして、地域独自の魅力や価値の向上、地方への人の流れを創出するというような業務に従事していただくためにお願いをしようということで、こちらにつきましては、その事業を実施するための、当然、協定等も結ぶわけでございますが、協定締結等に係る協議であったり、令和2年度からの事業のための準備の様々な協議等々に関しての講師等の謝礼及び旅費については費用弁償ということになります。その下の普通旅費、さらには需用費、役務費、委託料につきましては年度末による減でございます。使用料さらには負担金、補助につきましても同様でございます。20ページにまいりまして、老朽危険空き家除却費補助金ということで、空き家解体補助金でございますが、実績2件、不用額の減でございます。空き家改修につきましても同様に減ということですが、本年度3件の実績がございました。住宅用太陽光につきましても実績に基づく減ですが、2件の実績がございました。

ブナセンター費につきましては財源内訳の補正ということでございます。

○振興センター長（梁取洋一君） 10目、只見振興センター費についてです。11節、需用費、食糧費は町民ハイキングの分の不用残です。13節、委託料、国道289号工事区間視察ツアー業務委託料でバスツアー関連の事業完了による不用残でございます。19節、負担金、補助及び交付金につきましてはルート289フルコース踏破分の不用残となっております。

11目、朝日振興センター費ですけれども、財源内訳ですが、12万の減というものが電源立地地域交付金事業基金分で12万円の減。一般財源で56万2,000円の減となっております。報酬につきましては記載のとおりです。8節、報償費につきましては運動会終了のため減額とさせていただきました。消耗品関係につきましても運動会、クリスマス会分の事業完了による減額です。その他、光熱水費、修繕料等、事業全て完了したものの減額です。委託料におきましても同様のものとなっております。15節、工事請負費ですけれども、施設維持補修工事分につきましては基幹集落センターの屋根の修繕完了に伴いまして減額としました。18節、備品購入費につきましては2階ホールの音響機器、整備完了による減額となっております。

12目、明和振興センター費につきましては、報酬につきましては生涯学習サポーター1名減の分の減額です。共済費、同様です。賃金、報償費、需用費等につきましても事業実施

完了による減額です。印刷製本費から使用料、賃借料までですけれども、青年交流事業と町民運動会が終了したため減額となっております。

○町民生活課長（渡部高博君） 22 ページ中段、交通安全対策費であります。事業確定によります整理予算をお願いしております。

22 ページ下段の徴税费であります。これにつきましても13節の委託料から償還金、利子及び割引料につきましても事業確定によります整理予算であります。

23 ページ、戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましても需用費から使用料及び賃借料まで、事業確定によります整理予算をお願いしております。

○保健福祉課長（馬場博美君） 続きまして、民生費の社会福祉費でございます。まず社会福祉総務費でございますが、報酬と旅費の費用弁償につきましては民生児童委員推薦会の委員の方の報酬、費用弁償ということで、昨年、一斉改選がございまして、その関係での推薦会分でございます。続いて、補助金につきましては除雪支援保険事業の除雪機の整備補助金ということで、不用残分を減額させていただいております。実績は1件でございました。続いて、扶助費につきましては次ページにいきまして、被災者の生活支援特別給付金ということで台風19号による被災者に対する県の補助分ということでございます。

続いて、老人福祉費でございますが、まず報償費につきましては、報償金の町制施行60周年記念品。これは敬老者に対しまして記念の手拭いを作成し配付した分の不用残ということでございます。賞賜金でございますが、敬老祝金と百歳賀寿の実績に伴います不用残ということです。敬老祝金につきましては77歳の方が76名、88歳の方が63名というような実績でございます。百歳賀寿につきましては4名の方がいらっしゃいました。委託料ですが、バス運転の委託料と敬老会の委託料については、それぞれ実績に伴います不用残ということでございます。14の使用料及び賃借料でございますが、こちらにつきましても敬老会等のバスの借上料ということで実績による減額でございます。扶助費でございますが、老人福祉施設の措置費については会津長寿苑のほうに1名の方、当初2名の方、入所されておりました、そのうち1名の方亡くなられて退所というような現状からの減額ということでございます。寝具の洗濯乾燥消毒費の給付費につきましては事業完了に伴います減額でございます。

続いて、障がい者福祉費でございますが、負担金としまして市町村の審査会事務委託負担金。審査人数増加に伴う増ということで5万円をお願いしてございます。

続いて、介護保険費でございますが、まず補助金につきましては、あさくさホームの運営費の補助金ということで184万7,000円をお願いしてございます。これにつきましてはあさくさホームの介護報酬及び利用料等の収入におきまして、当初予算で見込んでおりました入居者の稼働率97パーセントで算出しておりましたが、長期入院者が多かったことで実績が94.8パーセントということで収入減となりました。その関係での収入のほうの減額見込みが225万7,000円ということでございます。支出のほうにつきましては人件費関係から事業費関係等々、いろいろございますが、節減に努めていただいて41万ほどの不用残を見込んで、その差引の184万7,000円が不足するというので今回増額をお願いするものでございます。尚、最終的には施設のほうの決算によりまして、最終的な不用残については精算をさせていただく予定となっております。続いて、繰出金でございますが、介護保険事業の特別会計の繰出金については介護給付金分ということで不足分の増額。地域包括支援センター分については職員の給与費ということで186万6,000円の減額でございますが、こちらはサービス計画の収入の増及びシステム購入費の実績確定によりまして減額ということでございます。

続いて、次ページ、社会福祉活動センター費でございますが、こちらについては支出見込みがないということでの減額でございます。

続いて、民生費の児童福祉総務費でございますが、補助金として多子世帯保険料の軽減事業補助金ということで9万4,000円の増額です。こちらは該当者の増加によりましての増額をお願いしております。対象者については5名でございます。扶助費について、すこやか激励金につきましては確定によりましての減額でございます。

続いて、只見保育所費でございますが、通信運搬費の電話料については年度末までの不足が見込まれる関係から2万円の増額をお願いしてございます。続いて、使用料及び賃借料については集排の使用料ということで、こちらは実績によりまして不用残ということでの減額。備品購入費につきましても購入させていただいた分の実績による減額でございます。

朝日保育所費でございますが、年休代替賃金については3月の児童分の、保育補助分でございますが、3月の児童分の賃金の不足が見込まれることからの増額をお願いしてございます。需用費でございますが、電気料についても今後の不足が見込まれるということでの10万円ほどの増額。修繕につきましては配電盤の漏電ブレーカーの交換修繕が必要ということでの増額をお願いしてございます。次ページの役務費の諸手数料でございますが、こちらに

についても電力の申請手数料関係での2万8,000円の増額をお願いしてございます。続いて、委託料でございますが、委託料から使用料及び賃借料、工事請負費まで、実績によります不用残ということでの減額でございます。

明和保育所費でございますが、委託料から使用料及び賃借料まで、事業実績に伴います不用残ということでの減額でございます。

続いて、衛生費でございますが、予防費の消耗品関係については先般の全員協議会の折でも報告させていただきましたが、新型コロナウイルス対策としましての消耗品として50万円の増額をお願いしてございます。委託料につきましては、結核検診の委託料から次ページの風しん関係、あと健康管理システムの改修委託料まで、それぞれ実績に加え、今後の見込み等によりましての増減ということをお願いいたします。扶助費でございますが、こちらについても追加的対策の償還払いが見込まれないということでの減額でございます。

環境衛生費につきましても事業実績に伴います減額ということでございます。

保健事業費でございますが、報酬につきましては健康づくり推進員協議会の委員で実績に伴います不用残でございます。報償費につきましては執行見込がないということでの減額です。旅費についても同様でございます。委託料でございますが、特定検診委託料ということで胃がん検診の委託料から、次ページの尿酸値検査委託料まで実績に伴います不用残の減額でございます。続いて、14の使用料及び賃借料でございますが、自動車等の借上げについては執行がございませんでしたので1万5,000円の減額。施設等の使用料については実績によりましての減額でございます。備品購入費でございますが、健康管理システム実績に伴います不用残の減額でございます。

保健センター費ですが、委託料については、こちらの実績に伴う不用残の減額です。使用料及び賃借料の集排委託料についても同様でございます。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、労働費でございます。29ページ上段。バス借上料の減額でございますが、これにつきまして、高校生を対象とした就職相談会、企業訪問の折のバスの不用残ということで減額をお願いしております。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、同じページの農林水産費からご説明申し上げます。

まず農業委員会費でございます。旅費、使用料、共に実績見込みによります不用残の減額でございます。

農業総務費でございますが、需用費、それから備品購入費につきましては不用残の減額。役務費につきましては公用車の自賠責保険、不足しておりましたので2万6,000円お願いするものでございます。

続いて、農業振興費でございますが、4の共済費から、賃金、報償費、翌ページ、旅費、需用費、委託料まで、それぞれ事務事業の実績見込みによります減額になってございます。

14の使用料も同じでございますが、パソコンのリース料ということで、これは農業再生協議会で使用しているものの減額でございます。続きまして、19の負担金、補助金でございますが、補助金につきましてはそれぞれ農業振興事業を様々、国・県の事業も含めまして実施をしてまいりました結果の不用残ということになってございます。この中で、稲作農家育成支援事業。今年度から、稲作1ヘクタールまで引き下げまして要件を緩和しての補助事業実施いたしました。8件の農家の実績がございました。また、31ページの補助金の一番上でございますが、農業経営体育成支援事業補助金1,165万5,000円という、ちょっと大きな金額の減額になってございます。これにつきまして、只見地区の農業法人の事業計画の中止に伴いましての減額ということでございます。その下、担い手確保・経営強化支援事業補助金でございますが、これにつきましては同額が歳入にも挙がってございます。国の二次補正によります農業振興事業をここで実施をしまして、翌年度に繰り越して実施をするということでございます。以下、実績によります減額でございます。交付金につきましては、この農業次世代人材投資資金。これにつきまして、当初予定しておりました農家さんの中で、2戸がこの農業所得が基準を超えたというようなことで、ここで減額をするものでございます。

以上です。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、山村振興費でございます。これにつきまして、報酬につきましては地域おこし協力隊の賦課給付分でございますが、これ減額させていただくものでございます。補助金、産業振興対策事業補助金につきましては、今年度、これまで申請がなかったということで減額をさせていただくものでございます。

交流施設費でございます。13の委託料、15工事請負費につきましては、湯ら里の1階の改修に伴う事業完了、工事完了に伴う減額でございます。備品購入費につきましても、それぞれの事業備品。あと公用車につきまして、送迎用のバス、実績に基づいて減額をさせていただくものでございます。

○農林建設課長（渡部公三君）　続きます、32ページから農地費でございます。農地費、13の委託料。これにつきまして測量設計委託。小林水路の測量委託が完了したということで、次年度、新年度に工事費をお願いしてございますのでよろしくお願いいたします。14の使用料につきましては、これ、実績の減額。工事請負費につきましては、これはあの、今年度、実施を予定しております中朝日地区の農地耕作条件改善事業でございますが、額が確定しましたことによります減額になります。尚、事業実施につきましては繰り越しての実施ということになります。19の負担金、補助金につきましては、それぞれ実績によります減額になります。

続いて、農業機械費でございます。賃金から使用料等につきましては、これは春先除雪等に係るものでございまして、実績によります減額でございます。備品購入費につきましては穀物乾燥機器。今年度、そばの乾燥調整機械を入れましての実施残の不用残でございます。

続いて、国土調査費につきましては不用残の減額となっております。

続きます、33ページの林業総務費でございますが、需用費からでございます。今回、町制施行60周年記念で記念植樹を実施をさせていただきました。7集落でトータル57本の4種類の樹種を植樹いただきました。実施に伴います不用残でございます。13の委託料。これも町有林の保育間伐ということで実施済みの事業でございます。19の負担金、補助でございますが、補助金として狩猟免許。これは狩猟、有害鳥獣駆除隊でございますが、の支援。それから農作物被害防止対策事業ということで、それぞれ実施済みの不用残でございます。尚、この免許取得につきましては、今年度、新たに3人の新規取得を含めまして更新したという内容でございます。

それから林業振興費でございます。需用費、委託料。それぞれ不用残の減額になります。尚、委託料の山菜等出荷前検査検体採取業務委託料。今年度、初めて、町民の方の負担軽減のためにもあらかじめ町が森林組合に委託をしましてモニタリング検査の検体を採取していただくというようなことで実施をさせていただきました。19負担金、補助金ですが、地元産材活用支援事業、1件、約100万の実績でございます。

34ページでございますが、林道費でございます。委託料につきましては橋梁補修の設計。布沢の田沢橋の設計が終わったものでございます。

それから水産業費でございますが、修繕料につきましては執行がありませんでした。

以上でございます。

○観光商工課長（増田栄助君）　続きます、商工費、商工振興費につきましては、需用費、使用料とも事業見込みによる減額となっております。35ページの負担金、補助の補助金、商工会補助金につきましては、今年度、商工会の車輛1台の購入補助を行っておりますが、この分の不用残ということで減額をさせていただくものでございます。償還金につきましては緊急雇用創出事業臨時特例交付金ということで、平成30年度事業分の精算に係る返還金となっております。

続きます、観光費でございます。報酬、地域おこし協力隊員664万8,000円ということで大きな減額になってございますが、当初、3名を予定してございましたが、現状、1名ということで不用残を減額させていただくものでございます。観光開発審議会及びそこから共済費につきましては地域おこし協力隊等に係るものでございます。臨時雇賃金につきましても当初2名で計上させていただいておりますが、現状、1名ということで減額をさせていただいております。委託料につきましては事業実績に伴う減額ということでお願いしてございます。36ページの使用料、賃借料。借上げ住宅につきましても地域おこし協力隊の分を減額をさせていただきます。補助金につきましても教育旅行推進事業補助金。これは合宿に対する宿泊補助でございますが、事業完了に伴いまして減額をさせていただくということでございます。戊辰事業についても同様でございます。

ふるさと交流費でございますが、費用弁償につきましてはふるさと大使が年に一度、町内に来ていただいて交流会を行っていただいております。その費用弁償と、あと柏まつり等へ只見のほうから行っていただく方の部分について不用残で減額をさせていただくものでございます。以下、事業完了に伴う減額でございます。

観光施設費でございますが、非常勤報酬から燃料費、委託料、14の使用料までは事業完了に伴いまして精算で減額をさせていただくものでございます。15の工事請負費でございます。光ケーブル支障移転工事30万円でございます。これにつきましては河井記念館前の電柱の移設工事を行いました。ここに町の光ケーブルが架設されておまして、この部分の移転についても予算をお願いしておりましたが、年度内の完了、NTTのほうで、ちょっと年度内、できないということで改めて新年度お願いするということで減額をさせていただいております。旅行村改修工事につきましては完了に伴う減額でございます。事業用備品についても同様でございます。負担金、補助にございます補助金。これにつきましては、遊覧船運航補助金ということで、これにつきましては田子倉の遊覧船に係る運航の補助金でございます。

昨年10月の台風によりまして10月・11月、一番書き入れどきといたしますか、利用客の多いときに運航できなかったということで、それに対する安定的な運航を継続していただくということもございまして、今般、補助金としてお願いするものでございます。補償費につきましては、電柱移設分の不用残でございます。

只見スキー場費及び保養センターにつきましては、事業完了に伴う減額ということでお願いするものでございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、38ページの土木費を説明申し上げます。道路維持費でございますが、委託料につきましては、今冬の浅雪によりまして、町道除雪の委託料を3月までの間、見込みが少なくなりますので減額をさせていただきます。備品購入費につきましては、今年度、除雪のタイヤドーザ、ロータリー、各1台ずつを購入させていただきました執行残でございます。

次の橋梁維持費につきましては、財源の振替の補正。

同じく、住宅管理費も同様でございます。

また、集会施設の整備費も同様でございます。よろしくお願いいたします。

○町民生活課長（渡部高博君） 39ページ、消防費であります。これにつきましても報酬から工事費まで、事業完了に伴います整理予算でありまして、18の備品購入費であります。大倉に動力ポンプ、小型動力ポンプを購入しました請け差であります。19負担金、補助及び交付金につきましても各種事業の執行に伴う整理予算ということで、常備消防総務費につきましても消防庁舎竣工に伴います負担金の減額ということでお願いしております。

○教育次長（馬場一義君） 40ページ、教育費になります。まず事務局費でございますが、報酬、地域おこし協力隊員。予定した人数の採用ができなかったこと。そして、また年度途中で退任された方がおりまして減額となっております。以下、整理予算ということで減額の予算となっております。使用料及び賃借料。借上住宅賃借料。こちらも地域おこし協力隊の人数が予定に満たなかった関係で減額となっております。

それから41ページ、小学校費の学校管理費、教育振興費でございますが、委託料として校内LAN構築業務委託料3,509万9,000円増額ということで、国の補正予算、12月成立の補正予算でGIGAスクール構想といったもので補助ができましたので、そのため校内LAN無線、校内LANの構築業務委託を予定してございます。備品購入費につきましては校内ネットワークコンピュータシステムの不用残となっております。

次、中学校費であります。こちらも小学校同様に校内LANの構築業務委託料1,111万円を計上しております。備品購入費については小学校費と同様にネットワークコンピュータシステムの不用残となっております。

42ページにまいりまして社会教育総務費。町制施行60周年記念事業の減額。柏高校吹奏楽部の演奏会関係の不用残の減額となっております。

それから放課後児童対策費であります。こちらも事業実績によります不用残の整理予算となっております。

文化財保護費につきましては、民具収蔵庫の運営のための準備検討委員会を開催をしております。その非常勤職員の報酬が不足が見込まれるということで増額をお願いしております。

それから体育施設費につきましては財源内訳の補正といった内容でございます。

○農林建設課長（渡部公三君） 続きまして、43ページの災害復旧費でございますが、農地農業用施設現年災でございますが、台風19号によります災害復旧等の実施によります執行残を減額をさせていただきます。

林道現年災も同様に台風19号関係での執行残でございます。

農地農業用施設過年災でございますが、29年災の発生の復旧工事を実施をしております。

4の林道過年災につきましては財源の振替によります補正でございます。

以上です。

○総務課長（新國元久君） 44ページご覧をいただきたいと思っております。公債費であります。

まず公債費、目の1、元金であります。今回、49万5,000円の増額をお願いをしております。これにつきましては、過去に起債したものの一部につきまして起債対象外という判断がありましての繰上償還を求められたもの。併せまして、当初、積算に若干違算がございまして、不足が生じるということで、併せて49万5,000円、今回増額をお願いをいたすものでございます。

利子につきましては、長期債償還利子、不用額の減額ということでございます。

款の13、予備費であります。予備費1,236万円の減額をもって本予算第9号、編成をさせていただきます。

45ページ。そして45ページが特別職の方々の給与費明細。46ページが一般職の給与

費明細となっております。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 2点ほどお伺いたします。

まず5ページの、繰越明許費。これ、基本的には会計年度独立の原則ということになっておりまして、この一番最初にあがっております、この公用車。これあの、どんな理由でこれ、繰越明許になったのか。突発的な、相当、何かあったのか。その理由をひとつお聞かせをいただきたい。

そして、37ページ、商工費の6目のスキー場管理費。今年のですね、スキー場全体の管理状況どうだったのか。かなり索道が老朽化している関係。かなり容易でない状況もあるんだろうなというふうに想定をします。で、当然あの、請け負っておられる会社も相当、負担は大変だないつも思っておりますが、この辺の考え方、もし、あれば、お聞かせをいただきたい。

以上、2点です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、繰越明許の中での公用車が繰越しされたという中身でございますが、今般、この公用車につきまして、主に林道を走行する公用車でありまして、軽の四駆のものを発注しましたが、非常に生産が追い付かないというか、間に合っていないという状況で、3月末まではということで契約をして進めてまいりましたが、年度内の納車が難しいというようなことで、今回、やむを得ず繰越をさせていただいたものでございます。大変に申し訳ございません。早期な執行に努めますのでよろしくお願いいいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 続きまして、スキー場の管理状況ということで、索道につきましてはご質問のとおり、古くなってきてございます。現在、年度計画を立てて必要な部分から修繕は行っているところではございますが、いずれにしても相当古くなってきて、なかなか部品を調達するものがないということも発生してきてございます。今後、大規模改修という部分も想定されておりますが、当面、必要な修繕を行いながら運行をしていきたいということで、今年度につきましても検査を受けまして通常どおり、期間は短い期間でありまし

たが運行をしているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、目黒仁也君。

○7番（目黒仁也君） 繰越明許については精算が間に合わないということで、これはわかりました。

スキー場であります。これ、町長、将来、これやっぱり、新しいやっぱり視点に切り替えていくべきではないでしょうか。もしあの、方針、今お持ちであれば、一言いただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（菅家三雄君） 今、スキー場につきましては、リフトの、椅子の上の索のネジのところですか、非常にあの、納入が厳しいということで、そういったところであの、昨年ですか、ある程度の数は確保したんですが、その後が厳しいということがわかっております。それで、全体的に古くなってはいるんですが、すぐに、影響と言いますか、というのは想定されないんですが、ただ、あとどの程度もつかということは別にしまして、スキー場全体と申しますか、今年度のようなことがこの後も続くということであれば、全体的なこともあります。ただ、立地的には、南郷スキー場、只見スキー場、この連携がどういうふうな形で将来的にとれるかということは研究していく必要があるというふうに思っています。そういった中で、今後の索道設備を全て取り替えることにするか、それとも方向性を変えていくかというのは、ある程度、気象条件等も考慮しながら、それから地域性も考慮しながら、どちらかにするかは判断していく必要があるというふうには思っております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 33ページ、林業総務費の19番、負担金、補助金で、狩猟免許等取得支援補助金31万9,000円の減となっております。新たにこれ、3人とかいう説明がございましたけども、この狩猟免許に対する補助事業というのは、この只見町の現状で有害鳥獣駆除対策で必ず必要、これからも必要で、若い人をやっぱり増やしていくんだという意味で、これは積極的にやっていたらいい事業だと思うんですけども、これ、不用、最初の予定より少ないということで減額になっていると思うんですけども、狩猟免許ばかりでなくて、つまり免許を取った人に対する、取ってから大変なわけですね。それに対するその補助

内容もちょっとお聞かせ願いたいなど。どういうことをやっていらっしゃるのか。やっぱり、魅力ある、これ、補助制度にしておかないと、取ってもその後が大変な負担が出るようでは、なかなかできないのかなというふうに感じますのでお願いします。

それから、35ページ、観光費の地域おこし協力隊員。664万8,000円の減。その下のほう見ても、結構、減になってます。その説明は先ほど3名予定していたのが1名になったということでした。それから臨時雇いも2名が1名になったと。これ、大変な、最初の予定からすると、その人的協力できる人が減っているということですが、どのような事業の影響があって、何ができなかったのか。その辺のところをお聞かせください。

それから36ページ、一番上ですか、借上げ住宅賃貸料171万の減になってます。民間賃貸借上げ住宅の件なのかなと思いますけども、これは最初、契約して、全戸借りてやる事業なのかなと思ったんですけども、この減額になっている理由をお聞かせください。

それから38ページ、上段、町道除雪委託料5,366万7,000円の減でした。これ委員会の中でも課長に対して、今年の異常な、かつて例のない浅雪によって、今も、今日も雪降りましたけども、除雪車、国道は出てますけども、町道は出ない路線もあったと思いますが、とにかく、その委託を受けて、町道除雪をやっている人が、今年度は本当に大変だったのかなと思いますけども、それに対して、単なる減額というか、予定されていた、やっぱり受託の事業者にしてみれば、大変な影響があるわけですけども、その辺のところどう考えているのか。それから、今年のこの浅雪というのは、来年度以降もないとは限らないわけで、その辺のところはどういうふうに考えてやっていくのか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから40ページ。ここもあの、教育費の中の地域おこし協力隊員637万9,000円の減でした。これもやっぱり、この協力隊員がいないことによって、この教育行政でどのような影響が出たのか。その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上、5点お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まずあの、33ページの林業総務費ですか、林業総務費におきます狩猟免許の取得支援の補助金の減額内容でございますが、現在、その駆除隊というかですね、捕獲隊員の登録については、全部で、町内全部で、28名。28名ですかね。おります。その中で今回、これまでも取得されていた捕獲隊員の免許の更新がございます。その

更新につきましては19件の更新の補助をここで実施をしております。また、先ほど申し上げたとおり、新規の取得につきましては3名の方がこの補助を使っての実施をしておりますので、この捕獲隊員になっていただいた方も、継続してこの資格を維持できるような支援はこの事業の中でしているということでございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

それからあの、38ページの町道除雪の委託料の減額でございますが、今年度の、過去に経験のない浅雪になってございまして、それぞれあの、各業者さんには、2月の補正予算でもお願いしたとおり、早期の工事の発注等に向けて債務負担の議決をいただきまして、約1,200万の予算措置をさせていただいて、早期に今、発注に準備を進めているところでございます。そういった代替になる浅雪対策を実施しながら、こういった影響緩和を進めているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 35ページの地域おこし協力隊及び臨時職員に係る影響ということでございます。地域おこし協力隊員につきましては、当初、道の駅の立ち上げに携わっていただけの方ということで想定をして募集をかけておりました。その中で1名につきましては採用させていただいて、今年度も加工品の調査であったり、飲食店の調査等、一緒にまわらせていただきながら準備をいただいていたところでございます。そのほか、同じく携わっていただけの方ということで、長く道の駅が立ち上がるまで、立ち上がって以降も携わっていただけの方ということ想定して募集をかけていたところでございますが、今年度、今、一人、応募いただいておりますが、今年度中は採用がない、見込めないということで、次年度以降、改めて担っていただくということで考えてございます。臨時職員につきましては、1名、途中でございますが、1名減ということでございます。これにつきましては、いる職員それぞれで分担をさせていただいて、カバーをしてきたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 40ページ、教育総務費の事務局費の地域おこし協力隊員関連の減額についてであります。地域おこし協力隊につきましては全国的に人材の奪い合いのような状況になっておりまして、思った人数がなかなか集まらないというのが他の町村も含めた共通の課題となっている中でありまして、この教育委員会の分でありまして、4名を予定をしておりましたが、春先、3名おりました。一人が高校振興対策、二人が公営塾の講師であ

りましたが、途中でお一人、ご結婚、ご妊娠をされて退任をされたというようなことがあります。公営塾の講師が1名という状況になりました。1名でありながらも頑張っていて、生徒の指導には不具合がないように努めていただいております。今後でありますけども、今現在、面接を行っている方もおまして、新年度には体制を拡充をしてみたいと思っております。

○5番（大塚純一郎君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 申し訳ございませんでした。借上げ住宅につきましては、地域おこし協力隊のための住宅を町で借上げることにしてございますが、採用、当初採用した人数に満たなかったということで、その分を減額させていただいたものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） 歳入の分の15ページ、雑入の災害見舞金についてお伺いします。これあの、今日の福島民報を見ていたんですけれども、東京電力による市町村別賠償請求額と支払状況という記事がありました。その中で、只見町に対しての請求総額と、あと支払額の記事がありました。それに関連する項目というのがこの災害見舞金になるわけでしょうか。お伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 大変申し訳ありません。台風19号による被災の見舞金というふうに認識をしておりましたが、ちょっとあの、勘違いがあるといけませんので、尚、詳細に調べて報告をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） いくつかお尋ねします。

27ページ、保健事業費の下のほう、13委託料で、特定検診。それから28ページに向けて、健診の委託料の補正減額あります。これは、いわゆる検診の、いわゆる当初目標としてた人数あると思うんですが、絶対数言えば、健康診断、やはり増やそうということが前提になってきていると思うんです。そういう点ではこれ減額ということでは、受診者が少なくなったのかなというふうに見受けられるんですが、目標との関係では、これどうなっている

のかをお願いします。

それから、37ページの、商工費、19の負担金、補助金及び交付金。遊覧船運航補助金160万とあります。で、以前、3年ほど前に、レイクビュー、委託して、船もレイクビューも運営管理していて、それで赤字ということで町に補助の要請した経過がありました。しかし、事業体に対して町が補助していくというのがいかかということで、議会としては否決したというふうに記憶しております。で、その関係で遊覧船の補助金のあり方の基本はどうなっているのかを伺います。赤字になれば、これから無償で、先ほどは条例で無償で貸し付けるというふうになっておりました。無償で貸し付けておいて、赤字があれば、全て今後、補填する。これは補助金で交付するのかという中身にもなってきますので、その辺の位置づけについてお伺いをいたします。

それから教育費の関係で、小学校、中学校、昨年、パソコン購入などの議決をして、購入費、議決しました。この今度の国の補正との関係で、これ、計上しているということなんです。その昨年度のパソコンの購入と、これの補正の関係がよくわかりませんので説明をお願いしたいと思います。

それである、これ、議題に載ってないんですが、議長、よろしいですかね。コロナウイルス対策との関連で。

○議長（齋藤邦夫君） ちょっと聞こえ…

○10番（山岸国夫君） これに、載ってないんですが、給食費で、給食センターの関係で、コロナウイルスの対策との関連で質問してもいいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 一旦、質問してみてください。内容によってOKします。

○10番（山岸国夫君） 今、全国でも小中学校、コロナウイルス対策で休みになりました。当町でも休みになってます。そうすると、3月の給食センターの運営。ここに働いている人達の給料。これ、委託が主になっているんですが、給料の支払い。それから業者へはもう既に、2月のうちに発注しているはずなんですね。品物を。その補てんというのが、これ全国的にも大変な、学校給食会というのもあって、そういうところも含めて大変な損害額になるということで、その辺が全然、これ計上されてませんので、そういう点では、これ、全国的は問題であると同時に、町でもかなり関連する問題なんですが、ということが気になりましたので、これ計上されてませんけども、答えられればお願いしたいというふうに思います。

それから、45ページの給与費明細書なんですが、この特別職のところ、補正前と補正

後、補正前が上段、補正後が下にあつて、議員のところは12名から11名ということで補正あるんですが、長等のところは、これ、町長、副町長、教育長という3名になると思うんですが、これ、補正前3、補正後も3、副町長いないんですけど、これの記載の仕方はどうなるのでしょうか。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 27ページの保健事業費の委託料の特定検診関係でございますが、昨年よりも実績が増えている検診につきましては、女性特有の検診のものについては増えているようになってございます。そのほかの検診につきましては、対象年齢も定められているものもございまして、そういった中での対応ということではございますが、昨年度と、前年度と比べての比較で申し上げますと、若干、受診率は落ちているものと思っておりますが、今後、そういった勧奨等も加えまして、受診率を高められるように課内で検討をして、それぞれの方々へのご案内等に努めてまいりたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 37ページ、遊覧船運航補助金についてでございます。基本的に今回、運航補助金ということで、気象状況、そういった特別な事情によりまして通常の運航ができなかった場合ということをご想定してございます。通常ですと、約3千名から3千数百名のご利用が以前ですとございます。そういった部分で関しますと、ほぼ黒字で運航はできているものというふうに想定はしてございますが、ここ近年、去年は台風、その前はやはり渇水等により、通常の運航ができずに赤字になっているという部分がございますので、遊覧船につきましては只見町の入り口、田子倉という名称での重要な位置づけもございまして、町としても遊覧船の運航は継続していきたいという部分もございまして、その部分に対しての支援をしていきたいという考えでございます。以前、議会のほうに提案をさせていただいて否決になったという部分につきましては、全体の赤字に対する補助という部分もあったのかなということで、今回については遊覧船の部分に特化をしたものでお願いをするということをご理解いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 41ページの小中学校の校内LAN構築業務委託料と12月補正でのネットワークコンピューターシステムとの関連でございますが、12月に補正をしまし

たのは国の教育のICT化に向けた環境整備5ヵ年計画というものがあまして、2018年度から2022年度の5ヵ年の間に、児童生徒の分、3クラスに1クラス分程度のコンピューターを整備する事業がまずございました。それを12月の補正で予算措置をしていただきまして実施をいたしました。その後、国の12月補正予算で、さらに一歩前進をした形でGIGAスクール構想というような名目で補正予算が行われました。こちらについては、大きく二つありまして、今回、予算措置をお願いをしております校内通信ネットワークの整備ががございます。それともう一つ、パソコン端末器ですが、児童生徒一人1台ということで、先ほどの3クラスに1クラス程度といったものの拡充がなされました。そういった関係で、今回、ネットワークの整備を行う予算をお願いしまして、端末機の核充分については次年度以降、改めて予算措置をお願いする予定でございます。

それから、給食費の関係であります、基本的に給食費、一般会計とは別会計なので補正予算にはあがってこないというようなことがまずございます。そういった中で、2月27日、18時半頃に、安倍首相のほうで全国的な休校の要請がありました。同日、その2月27日の緊急の休校要請を受けたその日の夜に可能なものは全てキャンセルを、連絡を取りまして実施を行いました。ですので、テレビ・新聞等で報道されているほど只見町の学校給食センターとしては食品ロスが発生をしていないというような状況が、まったくないわけではありませんけれども、さらには、3月2日から休校を要請をされておりましたが、実際には只見町は3月3日・4日、登校しております。その3月3日・4日の中で食材を使ったというような経過もございまして、食品ロスを最低限に抑えるようなことができてございます。それからあと、給食の受託業者であるニッコクさんでございますが、正社員の方、パートの方、それぞれいらっしゃいますが、休みになって、休んでいただく部分もございまして、それについてはニッコクさんのほうで雇用されていらっしゃいますので、休業手当、労働基準法に基づいて会社で休業手当を支給するといったような国の制度もありますので、最低、60パーセントは支給がされるというようなことで伺ってございます。また、この機会に、施設全体のメンテナンス、清掃、そういったものを行っておりますので、ずっと休みに入ることではなく、この時期を利用して、施設全体のメンテナンスを行い、清掃も徹底をして行っているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 給与費明細のお質しでございます。この給与費明細関連は議会費

と一般管理費であります。議会費の分につきましては議会議員1名の分ということで今現在欠員となっている方の分でございます。議会議員の補欠選挙でありますけれども、これあの、今現在、その執行ができるのは、町長の選挙と同時のみであります。今日現在になりますと、既に3月29日に町の議会議員の選挙が想定されている中で、仮にその前に只見町長の選挙を行うということになったとしても、同時あるいはそれ以降であろうということから、今回、新たな議員の発生はないという想定からの減額要求、議会からの減額要求であったというふうに認識をしております。長等の3名につきましては、お質しのとおりであります。町長、副町長、教育長の分でございます。副町長につきましては現在空席でありますけれども、まだ期間を年度末まで残してございます。つきましては、経過分の給与等につきましては12月だったと思いますが減額をさせていただきましたが、まだ可能性があるということで人数としては減としてございませぬのでご理解をいただきたいと思っております。

議長、すみません。先ほどの鈴木議員の質問、よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○総務課長（新國元久君） すみません。遅くなって申し訳ありませんでした。15ページの災害見舞金であります。これ台風19号による見舞金でありまして、福島県の町村会とか、全国町村会等々から見舞金をいただいております。一次配分、二次配分等がございます。そういったものの、現在、予算化をさせていただいたものに加えまして、その額を超えたもの、今回、増額で補正をお願いしたという内容でございますので、ご理解をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、鈴木好行君。

○9番（鈴木好行君） そうすると、今朝の新聞報道に載っていた、東電からの賠償関係で、支払額として、2019年12月末現在で、903万円、只見町には支払ったという報道がされているんですけども、それはどういうふうな形になっているのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 大変申し訳ありません。今朝、新聞、まだ見ておりませんでしたので、その内容、後程、新聞等々、確認をさせていただいて報告をさせていただければと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませぬか。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 先ほどの37ページの遊覧船の補助金の関係なんですけど、どうも先ほどの答弁だけで私、納得できないんで、こういう場合のあれですか、補助金の交付要綱だとか、そういうのは普通だと補助金の交付要綱あるはずですよ。それはこの項目についてはあるんでしょうか。ないんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 現在、田子倉湖遊覧船事業等運営補助金交付要綱案ということで作成をさせていただいて、決裁を受けるべく準備をしているところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） そうしますと、これ、要綱がない中で支給ということになるんですけど、まだ案を準備しているということなんで。こういう支払の仕方というのはいかがなものかと思うんですが、要綱ができる前に支払、予算をもう計上してくると。ちょっと納得できないんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 要綱につきましては、決裁をいただいた時点で公布の日から施行するというところでございますので、予算の議決をいただいたうえで要綱を整備して執行したいというふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、大塚純一郎君。

○5番（大塚純一郎君） 今の件ですけども、担当委員会、経済委員会ですけども、今、案でおっしゃいました。これについての説明というのはまだ委員会ではされてませんよね。そういう中で、あと先ほど山岸議員もおっしゃいましたけども、3年前、同じような、この遊覧船の事業をやっている田子倉観光というところで赤字補てんの予算の話がございました。その時は議会としては、これはそういう環境にないということで認めなかったというように記憶しておりますので、この予算の計上のあり方に関しましては、我々委員会としても掌握できません。

○議長（齋藤邦夫君） この件については、ちょっと休議をいたしまして、後程協議したいと思いますが、それ以外のことについて発言を許可いたします。

藤田力君。

○8番（藤田 力君） 3点ほど伺いたいと思います。

1点は、30ページの農業費。畦畔等管理省力化モデル事業マイナス100万。これにつ

いては、当初予算で100万計上されたのかな、ちょっと確認できないんですが、そのことが何であら、例えば100万計上されたとすれば、やはり、そういうことをする人が少なかったといったようなことなのか。あるいは当局の見積もりがちょっと甘かったのかなといったようなことを伺いたいと思います。

同じ31ページ、山村振興費。産業振興対策事業。これもマイナス300万減であります。この事業については、我々あの、南会津町とか、昭和村とか、只見はそういう事業があつて良いなということで、大変こう、羨ましがられている事業です。それが、これはあの確認しましたが、300万という計上があつたというふうに私は思っております。で、それが、担当する職員が、いわゆるおしらせばんを出しただけでなくて、町内の地域おこしの企業とか、そういうことやっている人に対して、こういう事業、町で組んだんだから、是非使って、もっと事業を伸ばしてくださいと。道の駅も間もなくできますから、といったようなその、宣伝とか、PR、紹介等をどういったことで、おしらせばんだけだったのか。まあ、それだったとすれば、私はやはり、せっかくこうした、何百万という補助金を計上しながら、当初にあげて3月に落とすようなことを、もし間違っていたらごめんなさい。そういったことであれば、これはやはりあの、もうちょっと、大切な予算なので、これについてはやっぱり、もうちょっと考えていただきたいなと思います。

もう1点、32ページ。農業機械費の穀物調整機器56万7,000円の減。これについては、私も同じようなことやってますので、説明等を聞いてはいたんですが、ただ、これを、具体的に町内に、この機械を据え付けられたといったように聞いておりますが、こうした機械がそばといったようなことで、こういう機械設定になったということなんですが、どのくらい、これ、使われたのかなと。そうした利用実績が今、課長の手元にあればお出しいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） まず30ページの農業振興費におきます補助金、畦畔等管理省力化モデル事業の補助金でございます。これあの、事業実施をしまして4年目になる事業でございます、畦畔の労働力の省力化のために、芝生等撒きまして、集落でそういったモデル的に実証をしていただくというようなことで進めてまいりました。昨年まではその実績ございましたが、今年度につきましてはその実績はございませんでした。これまで振り返

りまして、やはり芝生等の、新たに、その作業そのものにも、やはり問題があるのかなというふうに思いますので、一旦、この事業につきましては中止をさせていただいて、新たな事業を今計画を検討してまいりますので、新年度事業には、当初にはその事業はあがってごさいませんが、今別に検討させていただいておりますので、その案ができましたらば、またよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから続けまして、ページ32ページの、穀物乾燥調整機器の件でございますが、そばの乾燥調製施設を現在既設のJAが所有しております育苗センターの乾燥機に付属させまして、この機械を乾燥調製施設を附帯して整備いたしました。今年度につきましては、多くの方にご利用いただいております。そばの作付け面積については、畑地だけでも7.4ヘクタールということで、多くのそばの利用があったわけでございます。しかしながら、初年度ということもありまして、その機械稼働、それから作業に不慣れだったという点で課題は残してございますが、今後、この有効な活用を図ってそば振興に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 産業振興補助金でございます。ご指摘のとおり、きめ細やかな周知ができなかったということで反省をさせていただくところでございます。おしらせばん等だけでなく、今回、飲食店や観光品の調査等もさせていただいて、まわらせていただいている中で、そういった中で、もうちょっと細やかに周知しながら、利用促進等を図れば良かったなというふうに反省をしているところでございますので、次年度以降、改めて周知していきたいと考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 8番、藤田力君。

○8番（藤田 力君） この穀物調整施設なんですけど、よく聞こえなかったんですけど、今年度は利用がなかったというふうにおっしゃったんですけど、どういうことだったんでしょう。すみません。この後、お答えいただきたいと。なんかですね、7.4ヘクタールのそば作ったけど、なんか、ちょっと聞こえませんでした。すみません。

あと山村振興費のその補助金なんですけど、これは来年度も当初に計上になってます。で、これですね、私もあの、ずっと前、10年も前なんですけど、1回利用させてもらったことあるんですよ。そうしましたら、最近まあ、私も利用させてもらおうかなと思ったら、過去に補助金をもらった人はだめだというような、担当のほうからそういう説明を受けて、過去と

いうのはいつまでですかといったような問い合わせしたんですが、それが曖昧でした。で、ですね、申し上げにくいんですが、商工会で出している補助金については、そのあたりはものすごくその、なんていうか、明確に、要は、要綱とか、そんなものでピシッと規定されていると。で、役場のこうした関連の補助金は、どうも、担当の課長とか、担当の人の考えひとつで、要は運用されているんでないかといったような話が、町内のこうしたものを欲しいといった業者の方々から、そういう話が聞こえてきます。私はあの、道の駅もできるし、やはりあの、将来には、やはり観光がメインかなというふうに思いますし、いわゆる大規模農家が今どんどんどんどん、町内に9法人ですか、誕生しております。私はあの、大規模農家が誕生することに別に反対も何もしないですが、ただですね、そうした大規模農家に農地を預けた人の収入というのは、これはやはり、今までは米50とか40とかの収入があった農家が、要は、預けることによって、確かに楽になったといったようなことですが、いわゆる収入は減っていると。国民年金だけでは、いわゆるなかなか容易でないといったような話も町内の農家だった人から聞かれます。是非ですね、こうした補助金を上手に運用していただいて、そうした人達の、50万とか、30万とかでもいいから、要は、そういう層の人達に、こうした補助金を出してあげて、そういうものに取り組んでいただけたら、少しでも良いんでないかなというふうに私は思っております。まあ、過去のことは仕方ないんで、課長あの、一言あの、意欲をお知らせいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） すみません。先にあの、穀物乾燥調整機器の関係でのご質問でございます。先ほどの私の答弁、聞きづらかったということで大変失礼しました。今、手元にあります、町内におきます畑地でのそばの作付け。これ、9農家で7.4ヘクタールの実績がございます。その方、ほとんどの方が、今回、この購入しましたそば乾燥調製施設を利用いただいておりますので、ただ、今年初めて、今年度初めて導入したものですから、その機械に慣れてなかったり、作業効率が悪かったりという課題は残しておりますが、今後、そうした課題を解消に向けまして、次年度以降も有効に、その機械を使いまして、そば振興に努めていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（増田栄助君） 産業振興補助金の件につきまして、担当者であったり、課長の考えでという部分は決してないというふうに認識はしてございますが、明確に決まってい

ない部分もあるというのも確かだと思います。その辺につきましては、ご指摘の部分、検討させていただいて、改正すべきものは改正しながら、積極的に運用していただけるよう周知してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ここで、暫時、休議、昼食のため休議いたします。

午後の開会は1時半にします。

休憩 午後12時01分

再開 午後 2時56分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 修正動議を提案いたします。

令和元年度一般会計補正予算（第9号）のページ37、款7、商工費。19負担金、補助金及び交付金の遊覧船運航補助金160万円について修正動議します。

内容は、補助金交付要綱がまだ示されておらず、十分な審議が行うことができないためです。

資料の配付をしたいと思います。修正の。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、私のほうから若干申し上げます。

議案第38号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第9号）に対しましては、ただ今、山岸国夫君、ほか1名からお手元にお配りいたしました修正の動議が提出されております。

この動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

これを本案と併せて議題として提出者の説明を求めます。

ただ今、山岸議員から提出者の説明をいただきました。

これから、この修正案に対する質疑を行います。

ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第38号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第38号 令和元年度只見町一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第39号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第39号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案第39号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ342万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億3,613万7,000円とする内容でございます。

尚、本案件につきましては、去る2月26日に只見町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問いたしまして、原案のとおり答申いただいた内容となっております。

それでは、5ページ目の歳入をお開きいただきたいと思います。県支出金、県補助金の保険給付費等交付金でございます。これにつきましては、診療所の運営赤字分の確定によりまして一度、国保事業特会のほうで受けまして、国保の施設特会のほうへ繰出す内容となっております。

ございます。その県補助金として342万3,000円。

で、次ページ、歳出でございますが、繰出金としまして国保施設特別会計のほうへ342万3,000円を繰出しさせていただく内容でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第39号 令和元年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第40号 令和元年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

朝日診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 議案第40号 令和元年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和元年度只見町の国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところ

による。

歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ612万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,251万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

3ページをご覧いただきたいと思います。第2表 地方債の補正でございます。変更前770万円。変更後580万でございます。

続いて、5ページをご覧いただきたいと思います。6ページをご覧いただきたいと思いません。歳入でございます。款の6、繰入金。目の1、繰入金。477万4,000円でございます。説明といたしましては一般会計繰入金、運営費243万1,000円。国民健康保険事業特別会計繰入金、調整交付金234万3,000円でございます。目の2、基金繰入金。900万の減額でございます。国民健康保険診療所運営基金繰入金でございます。款の9、町債でございます。目の1、一般会計債でございます。190万の減額でございます。医療機器整備事業の確定によります減額でございます。

7ページ、歳出でございます。款の1、診療所費。目の1、一般管理費でございます。80万円の減額でございます。内容は光熱水費、電気料の年度の事業確定に伴います減額でございます。中段にいきまして、款の1、診療所費。目の1、医科管理費でございます。委託料280万の減額でございます。委託料から19補助金まで、事業確定に伴う減額でございます。目の2、医科医療用機械器具費につきましては財源の振替でございます。目の5、医科検査費につきましては事業確定による減額50万でございます。目の7、歯科医療機械器具費につきましては財源の振替でございます。目の9、歯科技工費につきましては事業確定による見込みの減額でございます。次ページをご覧いただきたいと思います。予備費47万4,000円で編成をしてございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第40号 令和元年度只見町国民圏保険施設特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第41号 令和元年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案第41号 令和元年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ181万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,282万8,000円とする内容でございます。

それでは5ページの歳入をご覧いただきたいと思います。国庫支出金の国庫負担金、国庫補助金、支払基金の交付金、県負担金。次ページの、すみません、県負担金までにつきましては、歳出のほうでそれぞれ事業確定見込みによります国・県のほうからの負担金関係になってございます。一応、規則に則った率での算出によりまして多少増減はございますが、そのような形での数値ということでご理解いただきたいと思います。続いて、次ページ目の一

般会計からの繰入金ということで、介護給付費の現年度分繰入でございますが、こちらについても確定見込みによります増額ということで25万円の計上でございます。

続いて、歳出ですが、保険給付費の介護サービス等諸費でございます。居宅介護サービス給付費から居宅介護サービス計画給付費。それに2項の介護予防サービス等諸費のほうにつきまして、介護予防サービス給付費まででございますが、それぞれ事業の確定見込みによります増減ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。地域密着型介護予防サービス給付費と、次ページの高額医療合算介護サービス費につきましては財源内訳の振替でございますので、よろしくお願ひいたします。予備費18万7,000円を減額しまして調整をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

10番、山岸国夫君。

○10番（山岸国夫君） 7ページの保険給付費の5施設介護サービス給付費だけ、ほかはまあ、これ、予算減額確定ということなんです、これだけ1,000万多くなっているんですが、この多くなった中身について教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 施設介護サービス給付費でございますが、こちらにつきましては要介護者の方が特別養護老人ホーム等に入居されまして、施設サービスを受けたときに支給される給付費となつてございまして、そちらの利用者等の状況によつて、今までの執行済み額と今後の見込みで当初予算と対比しまして、若干、不足が予想されるということからの増額ということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第41号 令和元年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第42号 令和元年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場博美君） 議案第42号 令和元年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正としまして、第1条として、歳入歳出予算の総額からそれぞれ64万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,339万8,000円とする内容でございます。

5ページ目の歳入をご覧いただきたいと思います。まずサービス収入としまして居宅介護予防サービス費収入でございますが、こちらにつきましては1月から3月分の見込みによりまして、72万6,000円ほど増額ということでさせていただいております。繰入金につきましては、サービス計画収入の増及びシステム購入費の実績確定によりまして繰入金のほうを136万6,000円減額するものでございます。

次ページ、歳出でございますが、事業費としまして居宅介護予防サービス事業費、庁用器具費として介護事業者支援システムの元年度、更新させていただきまして、その導入の実績によりまして不用残のほうを減額させていただくものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第42号 令和元年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第2号）は、
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第43号 令和元年度只見町簡易水道特別会計補正
予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第43号 令和元年度只見町簡易水道特別会計補正予算
（第4号）説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出総額1,844万2,000円を減額し、歳入歳出総額
を2億5,375万1,000円とする内容のものでございます。

第2条としまして、地方債の補正につきましては第2表による。

3ページをご覧ください。第2表の地方債の補正でございます。過疎対策事業債、水道事
業債。それぞれ限度額を記載のとおり変更するものでございます。

6 ページから歳入を説明申し上げます。水道の維持管理費の分担金でございますが、水道加入件数が増えました。18万増額をお願いします。水道使用料につきましては、滞納分の納入が見込めるということで36万1,000円をお願いしてございます。手数料につきましては検査手数料10万8,000円を、繰入金につきましては、今後、決算見込みによります基金の繰入を300万減額。また、雑入につきましては物件移転補償費。これは国道289号の黒谷地内の改良工事に伴います物件移転補償でございますが、県事業の都合によりまして、今回、移転を見合わせということで51万8,000円を減額するものでございます。町債については、それぞれ一般会計債、公営企業債を減額するものでございます。

8 ページ目からでございますが、歳出でございます。維持管理費の水道総務費でございますが、旅費、需用費ともに事務事業実績見込みによります減額となっております。維持管理費の施設設備整備費でございますが、工事請負費が1,829万8,000円減額となっております。今年度、各敷設替えの工事を実施してまいりましたが、叶津。それから黒谷入。大きな工事等の事業が完了いたしましての不用残の減額でございます。9 ページに予備費4万7,000円を減額して調整をさせていただいております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第43号 令和元年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第44号 令和元年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 議案第44号 令和元年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出総額18万5,000円を追加しまして、歳入歳出総額2億6,592万5,000円とする内容のものでございます。

第2条としまして、繰越明許費を第2表により繰り越すものという内容でございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。第2表に繰越明許費の表がございます。施設整備費の集落排水施設機能強化事業。今年度から実施しております事業につきまして1,089万円を次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、歳入、6ページでございます。施設使用料でございますが、滞納繰り越し分の集排施設使用料22万4,000円を見込んでございます。続きまして、物品売払収入につきましては3万9,000円の減額をお願いしてございます。

7ページから歳出でございます。総務管理費、それから施設管理費につきまして、それぞれ事業の完了見込みによります減額補正をお願いしてございます。施設整備費につきましては庁用器具費、備品として処理場の事務室にエアコンを配置しました。その購入の残額を減額するものでございます。8ページにつきましては予備費55万3,000円を増額しまして調整をお願いしてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第44号 令和元年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、議案第45号 令和元年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

振興センター長。

○振興センター長（梁取洋一君） 朝日財産区特別会計についてご説明申し上げます。

表紙の前のページですが、去る2月18日に朝日財産区総会を開催し、補正予算に同意を得ておりますことを申し添えます。

表紙ですが、元号を改める政令、平成31年度政令第143号の施行に伴い、平成31年度只見町朝日財産区特別会計予算の名称を、令和元年度只見町朝日財産区特別会計予算とし、元号による年表示についても令和に読み替えるものとする。

歳出予算の補正、第1条、既定の歳出予算の総額1,370万円のうち、5万9,000円を科目更生するものでございます。

2、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表 歳出予算補正によります。

3ページをご覧ください。1目、一般管理費。補正前の額46万9,000円から5万9,

000円を減額し41万円とするものです。9節、旅費から14節、使用料及び賃借料まで、事業実績見込みにより、合計で5万9,000円の減額をお願いします。減額いたしました5万9,000円ですが、予備費に増額を繰り入れました。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第45号 令和元年度只見町朝日財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおりに可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

ここで、お諮りをいたします。

日程第15、議案第46号 令和2年度只見町一般会計予算から、日程第24、議案第55号 令和2年度只見町朝日財産区特別会計予算までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第46号から議案第55号までは、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会の正副委員長は委員会条例第7条第2項の規定により委員の互選により決するとありますので、委員会で互選をお願いいたします。

尚、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第8条第2項の規定により、互選に関する

職務は年長の委員が行うと規定されておりますので、鈴木征委員に臨時委員長をお願いいたします。

予算特別委員会の場所は本会議場といたします。

委員会の正副委員長が決まり次第、議長に報告をお願いします。

ここで、予算特別委員会正副委員長選任のため、暫時、休議いたします。

当局は、暫時、退席をお願いいたします。

[当局 退席]

休憩 午後 3 時 2 6 分

再開 午後 3 時 5 1 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

特別委員会の委員長に中野大徳君、副委員長に目黒仁也君が選任されましたので報告をいたします。

お諮りをいたします。

ただ今、予算特別委員会に付託いたしました議案第 4 6 号から議案第 5 5 号までは、会議規則第 4 6 条第 1 項の規定により、3 月 1 2 日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 6 号から議案第 5 5 号までは、3 月 1 2 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

審査を終了次第、委員長の責任において審査結果の報告書を作成し、議長に提出されるようお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第25、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第13号 工事請負契約の変更についてから、順次、担当課長より説明を求めます。

専決第13号、総務課長。

○総務課長（新國元久君） それでは、専決第13号についてご説明を申し上げます。

専決第13号は工事請負契約の変更についてであります。

次のとおり工事請負契約を変更する。契約の目的が町下庁舎の用途変更改修工事でありました。2番として、契約の相手方であります。福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146番地、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津本社、取締役南会津本社長、飯塚信であります。3番の変更内容であります。請負金額であります。変更前1億824万7,700円でありましたが、変更後1億1,026万700円でありました。この件につきましては、議会において指定されている事項によりまして、令和元年12月16日、専決処分をさせていただいたものであります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 専決第1号、農林建設課長。

○農林建設課長（渡部公三君） 専決第1号 工事請負契約の変更についてでございます。

次のとおり工事請負契約を変更するものでございます。一つとして、契約の目的、河川改修工事（八木沢沢川）でございます。2点目、契約の相手方、南会津郡只見町大字只見字新町2192番地1、川合車輛、川合文祥でございます。三つ目、変更内容でございますが、請負金額の変更でございます。変更前の金額5,119万2,000円。変更後の金額5,225万2,200円。これを令和2年2月12日をもって専決処分をさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって、専決第13号、専決第1号は報告済みといたします。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後 3 時 5 5 分）

